

SJF 学会における個人情報保護規程

第1条【目的】

本規程は、SJF 学会（以下「本会」という）がその運営に際し、会員ならびに研修会・学術大会等に参加申込みを行った非会員の個人情報を適正に取り扱うことを目的として定めるものである。

第2条【利用目的】

個人情報の利用は、本会の運営を迅速かつ公正に遂行するために限定される。会員および非会員の個人情報は、当該目的以外には一切使用しないものとする。

第3条【会員名簿の利用範囲】

会員名簿には、本会会員の個人情報のみを記載し、以下の目的に限り使用する。

- 1) 本会の運営に関する業務遂行のため
- 2) 適切な医療機関（病院・医院・施設）を紹介する必要がある場合

第4条【個人情報の収集】

個人情報の収集にあたっては、その取得目的を明確にし、適正かつ公正な手段により行うものとする。

第5条【個人情報の管理】

本会本部および各支部は、保有する個人情報を厳重に管理し、適切な保護措置を講じる。各組織には「管理責任者」を設置し、当該責務を遂行するものとする。

第6条【個人情報の開示】

個人情報は、原則として管理責任者および本会会員以外の第三者に対して開示してはならない。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- 1) 会員名簿等への掲載を希望しない者が、本部または支部に対して削除の申し出を行った場合、該当情報を削除することができる。
- 2) 本会会員以外に対して情報を開示する場合において、当該本人より事前に書面等により明確な同意が得られたとき。

第7条【個人情報の訂正・追加・削除】

会員または非会員本人から、自己に関する個人情報の訂正、追加または削除（以下「訂正等」という）の申し出があった場合、管理責任者は遅滞なくこれに対応するものとする。また、訂正等を行った際には、当該本人に対してその旨を通知しなければならない。

第8条【違反および苦情への対応】

何らかの事由により個人情報の保護が不十分であった場合、本会本部および各支部は速やかに事実関係を調査し、違反者に対して必要な措置を講じる。また、情報漏洩等により苦情が寄せられた際には、管理責任者は迅速に対応するものとする。

附則

本規程は、平成 17 年 9 月 1 日より施行する。

本規程の内容については、入会者および入会希望者に対し、事前に承諾を得るものとする。

本規程の改正は以下の通りとする。

平成 28 年 3 月 13 日改正、同日より施行

平成 30 年 8 月 5 日改正、同日より施行

令和 6 年 12 月 24 日改正、同日より施行

令和 7 年 2 月 25 日改正、同日より施行

令和 7 年 3 月 25 日改正、同日より施行

令和 7 年 4 月 22 日改正、同日より施行